

<消費者トラブル注意情報>

1. **ウォーターサーバー**の勧誘トラブルにご注意！

－その契約、レンタルですか？購入ですか？－

全国の消費生活センター等に寄せられるウォーターサーバーに関する相談がここ数年増えており、2023年度は2022年度と比べ約1.4倍となっています。

特に、**ショッピングセンター等の商業施設内の特設ブースやイベントスペースで勧誘され、契約した際のトラブル**が目立っており、「解約を申し出ると、勧誘時に説明がなかった違約金を請求された」「ウォーターサーバーのレンタル契約を結んだと思っていたが、購入契約となっていた」などといった事例が寄せられています。

そこで、トラブルの未然・拡大防止のため、ウォーターサーバーの契約に関する相談事例を紹介し、消費者へ注意喚起します。



◆◆◆相談事例◆◆◆

- ・現契約の解約料をキャッシュバックすると強引な勧誘を受けたが、実際はキャッシュバック適用外だった。
- ・お得だという説明のみで解約時に請求される違約金等について全く説明がなかった。
- ・ウォーターサーバーのレンタルだと思い契約したが、実際は売買契約になっていた。
- ・急かされて契約したが、帰宅後に契約内容を確認すると説明と異なっていた。



◆◆◆相談事例からみる問題点◆◆◆

- ・**不意に声をかけられ**、冷静に判断できないまま勧誘される。
- ・契約内容について十分な説明がなかったり、虚偽の説明をされたりする。
- ・しつこく契約を迫ったり、契約を急かしたりして、**その場で契約させようとする**。

◆◆◆消費者へのアドバイス◆◆◆

- ・本当に必要な契約か、価格や機能等を比較検討しましょう。
- ・不要な勧誘であれば**きっぱりと断りましょう**。
- ・契約する前に**契約内容について十分に確認**しましょう。
- ・強引に契約を迫ったり、**契約を急がせたりする事業者とは契約しない**。
- ・トラブルになった場合は、すぐに最寄りの**消費生活センター等に相談**しましょう。

◆◆◆啓発資料◆◆◆

「ウォーターサーバーの勧誘トラブル このポイントにご注意を！」

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20241106_1lf.pdf

*消費者ホットライン「188(いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

(出典)独立行政法人 国民生活センター [2024年11月6日公表]

「ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意！－その契約、レンタルですか？購入ですか？

－」https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241106_1.html

2. 太陽光発電関連商品の設置に関するご相談が増えています！

◆◆◆相談事例◆◆◆

突然、事業者から電話があり、「太陽光発電システムを設置すると電気代が安くなる」と言うので、話を聞くことにした。提案された400万円の蓄電池付太陽光発電システムだと自治体からの補助金が今なら約270万円出ると言われ、設置の契約をした。自宅を建てた大手住宅メーカーの下請会社だと名乗ったので信じてしまったが、契約の詳細がよく分からず、補助金が本当に出るのか、設置規模や金額が適正なのか不安になった。(50歳代 男性)



◆◆◆ココに注意！◆◆◆

●都内の相談件数は急増中！

近年、環境への意識の高まりや、電気代の節約、災害時の停電対策、自治体の補助金制度の拡充等により、太陽光発電システムが普及し、それとともに消費生活センターに寄せられる相談が急増しています。事例のような訪問販売で、「電気代が安くなる」「今なら補助金が出る」といったセールストークや長時間の勧誘を受けて契約をしてしまったが、「解約したい」「契約内容が適正なのか不安」「補助金が本当に出るのか」という内容が多くなっています。

●契約前には「しっかり」情報収集し、「じっくり」検討しましょう！

太陽光発電システムの設置は高額な契約なので、契約トラブルを防ぐためには、**契約前に複数の事業者から見積りを取り**、比較検討することが重要です。また、見積書の記載事項で不明な点は分かるまで事業者に説明を求めましょう。特に補助金の具体的な内容については、自分でも自治体に確認してみましよう。

トラブルを避けるためにも契約前に「しっかり」情報収集し、「じっくり」検討しましょう！

参考 東京都の太陽光発電の助成制度等に関する情報

クール・ネット東京 <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy>

●ご相談は、お近くの消費生活センターへ！

訪問販売の場合、契約後にクーリング・オフができる場合もあります。お困りの際は、早めに消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

お近くの消費生活センター 局番なし 188 (消費者ホットライン)

(出典)東京暮らしWEB[2024年10月31日公表]

「太陽光発電関連商品の設置に関するご相談が増えています！」

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kinkyu/20241031.html>

<講座のお知らせ>

【消費生活講座】

『「想定外の震災が訪れる日」までカウントダウン！—あなたの備えは万全ですか？—』

2025年2月6日(木)午後1時30分～午後3時30分 としま産業振興プラザ6階

※詳細はこちら↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270958.html>

豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】局番なし **188**(全国共通ダイヤル 消費者ホットライン)

03-3984-5515(豊島区消費生活センター) 詳しい内容はこちらから↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

●発行・問い合わせ先:豊島区生活産業課消費生活グループ TEL:03-4566-2416